

## 児童手当の制度改正について

令和6年12月支給(令和6年10月分)から児童手当制度が変わりました。



### 改正内容

- 所得制限の撤廃
- 支給対象年齢を高校生年代まで延長
- 第3子以降の支給額を1人当たり月30,000円に拡充
- 第3子以降のカウント対象年齢を22歳の誕生日後の最初の3月31日までに引き上げ
- 支給回数を年6回(偶数月)に変更

手続き期限 令和7年3月31日(月)

### ▼手続き方法等

基準日は令和6年10月1日です

児童手当・特例給付を受給している方で、高校生年代の児童を養育している方は、手続きの必要はありません。ただし、次の①～④に該当する方は、手続きが必要です。

- ① 児童手当・特例給付を受給していない方で、高校生年代の児童のみを養育している方
- ② 所得上限限度額を超過し、児童手当・特例給付を受給していない方で、高校生年代までの児童を養育している方
- ③ 児童を3人以上養育している方で、平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれの子を養育されている方(多子加算の対象となる方)
- ④ 住所が異なる児童を養育している方、①～③の児童等が留学等されている方等

※詳細は、町公式ホームページをご覧ください。合わせてください。



町公式ホームページ

## 保育所(園)新規利用希望者申込

町では、来年4月から新たに保育所(園)の利用を希望される方の申込受付を行います。なお、現在利用している児童については、保育所(園)を通じて継続入所に係る必要書類を提出してください。

### ▼入所年齢

**保育所(園)** 0歳～5歳  
(寄居のこキッズ保育園、小規模保育園いずみは0歳～2歳)

### ▼保育料

各世帯の市町村民税の課税額に応じて定められ、3歳～5歳児クラスの児童、市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児クラスの児童の保育料は無料です。また、多子世帯の児童については、減免・無償化の制度があります。

### ▼給食費

**町立保育所** 3歳～5歳児クラス  
月額5200円

**私立保育園** 3歳～5歳児クラス  
各保育園で設定した金額

※0歳～2歳児クラスについては、保育料に給食費が含まれています。

受付期間 **11月1日(金)～15日(金)**

※土・日曜日、祝日を除く

### 入所要件

以下の理由でお子さんの保育を必要とする場合。

- ① 仕事
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の病気やけが、障害
- ④ 同居している親族の介護
- ⑤ 求職活動など

詳しくは、子育て支援課で配布する「寄居町保育施設のご案内」、または町公式ホームページをご確認ください。

### ▼町独自の負担軽減措置

第3子以降の給食費のうち副食費について、町独自の軽減措置を実施しています。利用については申請が必要です。詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

### ▼申込方法

子育て支援課で配布している申込用紙等に必要事項を記入し、同課へ提出してください。申し込みの際、就労証明書等の提出も必要です。不備がある場合は受け付けできませんので、時間に余裕を持ってご準備ください。

### ▼その他

町外の保育所(園)の利用を希望される方は、該当市町村へ申込期限および必要書類の確認をお願いします。なお、申込受付は寄居町の子育て支援課です。

## 町内保育所(園)一覧表

区分	保育所(園)名	定員(人)	住所	電話	開所(園)時間※	
					平日	土曜日
町立保育所	寄居保育所	150	寄居1333-5	☎581・1295	7:30~19:00	8:00~12:30
	男衾保育所	150	富田152-14	☎582・1811	7:30~19:00	8:00~12:30
私立保育園	こぶし保育園	80(予定)	藤田235	☎581・3612	7:30~19:00	8:00~14:00
	ゆずの木保育園	90(予定)	秋山66	☎581・4932	7:30~19:00	7:30~14:00
	いずみ保育園	70	保田原147-1	☎581・6697	7:00~18:30	7:00~13:00
	寄居のこキッズ保育園	50	露梨子411-1	☎581・0885	7:00~19:00	7:00~19:00
	ようど保育園	91	用土133-1	☎577・8316	7:30~19:00	8:00~13:00
私立小規模保育事業所	小規模保育園いずみ	18	保田原149-5	☎581・6697	7:00~18:30	7:00~13:00

※開所(園)時間は延長保育時間を含みます。

※保育時間(平日)は保護者の就労等の状況により、保育標準時間(11時間保育)または保育短時間(8時間保育)になります。

※保育時間等の詳細については、各保育所(園)へお問い合わせください。

☎子育て支援課(☎581・2121内線201・202)

## 児童扶養手当の一部改正について

「児童扶養手当法」の一部改正に伴い、令和6年11月分(令和7年1月支払い分)から、第3子以降の支給額および受給者本人の所得制限額が変更となります。所得状況等により、児童扶養手当を申請していない、ひとり親家庭等で該当する方は、子育て支援課へご連絡ください。

### 改正内容

①第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げ

	現行	令和6年11月分から
全部支給	6,450円	全部支給 10,750円
一部支給	6,440円～3,230円 (所得に応じて決定されます)	一部支給 10,750円～5,380円 (所得に応じて決定されます)

②全部支給・一部支給に係る所得制限限度額の引き上げ

### 所得制限限度額表(令和6年11月～)

扶養人数	本人(受給資格者本人の前年所得)		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者(前年所得)
	全部支給	一部支給	
0	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	388万円

※所得制限限度額未達の場合、全部支給、または一部支給となります。一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。

☎子育て支援課(☎581・2121内線203・204)